				1		
売却区分番号		広島局136-	1			
見積価額		802,	000円	公売保証金	100,000円	
財産の表示	1	所在	米子市	米子市博労町一丁目		
		地番	11番	ē ī		
		地目	宅地			
		地積	162.94	4 平方メートル		
	2	所在	米子市	5博労町一丁目 1	1番地	
		家屋番号	11番	<u>.</u>		
		種類	店舗・	居宅		
		構造	軽量銷	 骨コンクリートブ	「ロック造亜鉛メッキ鋼板葺3階建	
		床面積	1階9	7.66 平方メートル		
			2階4	9.50 平方メートル		
			3階4	9.50 平方メートル		
	3	所在	米子市	ī博労町一丁目 1	1番地	
		家屋番号	11番			
		種類	居宅			
		構造	木造瓦	፲ 葺平家建		
		床面積	38.34	平方メートル		
					以上登記簿による表示	

売却区分番号	広島局136-1					
見積価額	802,000円 公売保証金 100,000円					
公法上の規制	市街化区域					
	商業地域					
	準防火地域					
	駐車場整備地区					
	上水道 有					
	下水道 有					
	建ぺい率 80% 容積率 500%					
接道状況	南西側で幅員約 24 メートルの国道 181 号線にほぼ等高に接面している。					
地盤・地勢	間口約8メートル、奥行き約21メートルのほぼ長方形状の画地。地勢はほぼ平たん					
	である。					
使用状况等	公売財産1は、公売財産2及び3の敷地として使用されている。					
	公売財産2は、昭和45年建築。令和5年10月現在、1階部分は公売財産3ととも					
	に、第三者に以下のとおり賃貸され、居宅として使用されている。2階及び3階部分					
	は以前、学習塾として使用されていたが、現在は使用されておらず、建物内には、家具					
	や事務用品等の動産類が残されている。					
	(賃貸借)					
	賃料:10,000円(月額)					
	契約形態:口頭契約のみ					
	未納賃料:なし					

	r 1				
売却区分番号	広島局136-1				
見積価額	802,000円 公売保証金 100,000円				
	公売財産3の建築年は不詳。				
管 理 状 況 等	公売財産2の屋根は老朽化が著しく、各階の天井や壁、床に大きく腐食している箇				
	所が見られる。				
	公売財産3は、建築後、曳家により現在の場所に移設され、公売財産2の1階部分				
	と行き来ができるように改築され、一体利用されている。				
特 記 事 項	公売財産1、2及び3は、国税徴収法第89条第3項の規定に基づき、一括換価の方				
	法により公売を行う。				
	公売財産2及び3について、アスベスト等の有害物質の使用の有無については調査				
	していない。				
	動産等の処理については、所有者と協議が必要であるが、所有者からは「動産類の				
	処分は買受人に任せる。」旨を聴取している。				
	見積価額は以下のとおり。				
	公売財産 1 401,000 円				
	公売財産 2 288,000 円				
	公売財産 3 113,000 円				
住居表示等	鳥取県米子市博労町1丁目11				
最 寄 駅 等	J R(西日本) 境線 「博労町」駅から南西方向へ道路距離で約 270 メートル				
その他事項	公売財産の売却決定は、最高価申込者に係る買受申込価額をもって行います。				
留 意 事 項	公売は現況有姿により行うため、あらかじめ公売財産の現況、権利関係、関係公簿				

売	却区	分番	号	広島局136-1					
見	積	価	額	802,000円 公売保証金	100,000円				
				等をご確認ください。					
				名称、数量等は登記簿による表示です。					
				土地の境界については、買受人が隣接地所有者と協議してくた	ださい。				
				掲載している図面及び写真が現況と異なる場合は、現況を優分	先します。				
				公売財産に財産の種類又は品質に関する不適合があっても、執行機関(国)は、担保					
				責任を負いません。					
				執行機関(国)は、公売財産の引渡し義務を負わないため、買受人は公売財産の引渡					
				しについて、所有者等と協議する必要があり、使用者又は占有者に対して明渡しを求					
				める場合や、公売財産内にある動産等の処分については、すべて買受人の責任におい					
				て行ってください。					
				土壌汚染やアスベストなどに関する専門的な調査は行っていません。					
				買受人は、売却決定後、買受代金を納付した時に公売財産を取得します。					
				買受代金納付後に生じた公売財産の毀損、盗難、焼失等によ	買受代金納付後に生じた公売財産の毀損、盗難、焼失等による損害の負担は買受人				
				が負います。					
				買受人は、買受代金納付後に公売財産の返品及び買受代金の	返金を求めることはで 				

買受人は、買受代金納付後に公売財産の返品及び買受代金の返金を求めることはできません。

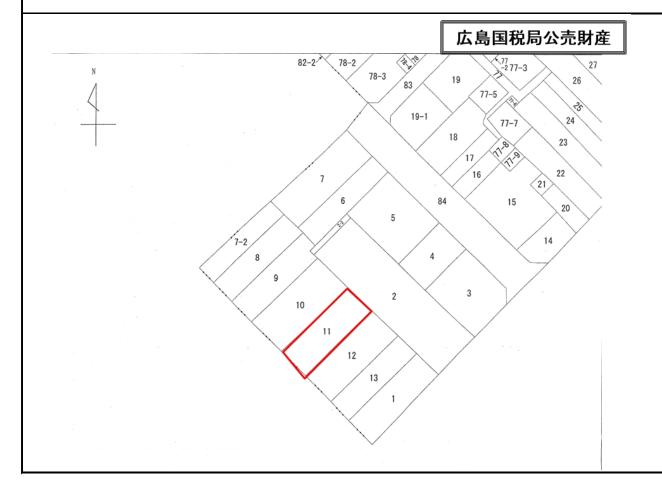
権利移転に伴う費用(移転登記に係る登録免許税、登記嘱託書の郵送料等)は買受 人の負担となります。

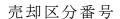
個人情報保護のため、写真情報は一部修正済みです。

					•			
売:	却区	分番	等号	広島局136-1				
見	積	価	額	802,000円	公売保証金	100,000円		
				公売を中止する場合があります	ので、事前に公売	中止の有無をご確認ください。		
						売りの方法」により公売されます。 ンターネット公売ガイドライン」		
陳	述 書	の提	是出	不動産の買受申込みをする場合	、買受申込者は、	次のいずれにも該当しない旨の陳		
				 述書を提出する必要があります((ただし、自己の計	- 算において買受申込みをさせよう		
				とする者がいる場合には、陳述書	する必要があります。)。			
				・買受申込者(その者が法人である場合には、その役員)が、暴力団員(暴力団員				
				 る不当な行為の防止等に関する法 	律(平成3年法律	第77号)第2条第6号(定義)に		
				 規定する暴力団員をいう。) 又は暴 	 人団員でなくなっ	った日から5年を経過していない者		
				(以下「暴力団員等」といいます	。)であること			
				・自己の計算において買受申込みをさせようとする者(その者が法人である場合には				
				その役員)が暴力団員等であること				
				なお、買受申込者又は自己の計	·算において買受申	3込みをさせようとする者が法人で		
				ある場合には、法人の役員を証す	る書面(商業登記	2簿に係る登記事項証明書等)を提		
				出する必要があります。				
				また、買受申込者又は自己の計	-算において買受申	B込みをさせようとする者が宅地建		

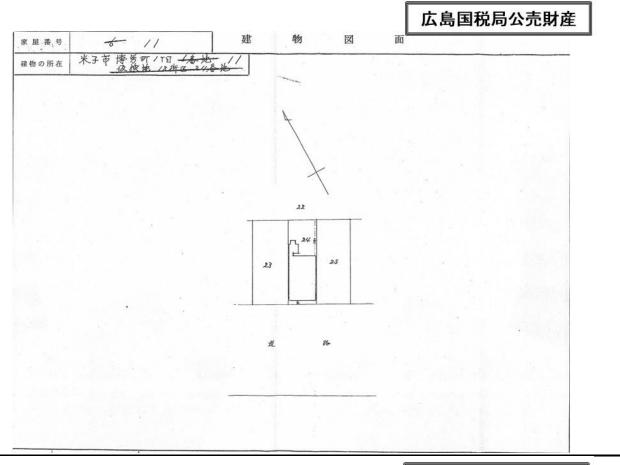
売却区分番号	広島局136-1			
見積価額	802,000円	公売保証金	100,000円	
	物取引業又は債権回収管理業の事業者である場合には、その許認可等を受けているこ			
	とを証する書面(宅地建物取引業の免許証又は債権管理回収業の許可証)の写しを併			
	せて提出する必要があります。			

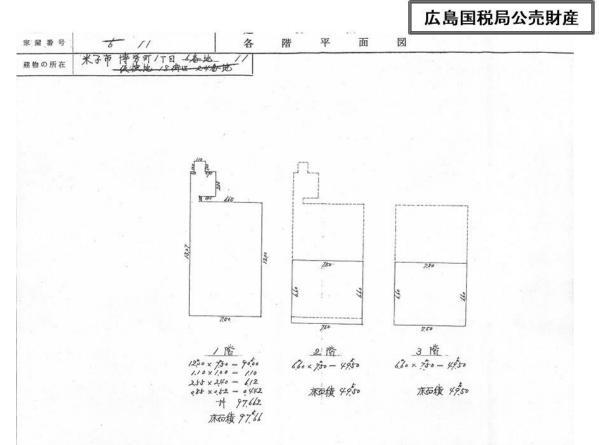






1 3 6 - 1





広島国税局公売財産 令和3年8月撮影 ※ 写真の線はおおむねの位置を示すものであり、 境界を示すものではありません。 ※ 室内の動産は公売財産には含まれません。 ※ 個人情報保護のため、一部加工しています。

広島国税局公売財産

